

令和3年7月銚子市教育委員会定例会議事録

1 日 時

令和3年7月27日(火)

午後3時00分 開 会 午後3時20分 閉 会

2 場 所

銚子市役所3階 庁議室

3 出席委員

教育長	石 川 善 昭
委 員	枡 崎 継 雄
委 員	安 藤 清
委 員	八 角 憲 男
委 員	伊 藤 晴 美

4 出席職員

学校教育課長	宇野 聡	社会教育課長	石田 智己
教育総務室長	石毛 秀明	学校教育室長	古澤 孝男
指導室長(兼小児言語指導センター所長)	網中 昭仁	学校給食センター所長	高木 利雄
青少年指導センター所長	野尻 孝	生涯学習室長(兼青少年文化会館長)	高森 良文
市民センター所長	植木 康之	公正図書館長	飯島 育子
スポーツ振興室長(兼体育館長)	宮内 明	文化財・ジオパーク室長	赤塚 弘美
銚子高等学校事務長	岩船 等		

5 議題等

議案第18号 令和4年度使用義務教育諸学校の教科用図書の採択について

議案第19号 令和4年度使用銚子市立高等学校用教科用図書の採択について

6 議事の内容

【教育長】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、令和3年7月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

6月23日に開催いたしました令和3年6月教育委員会定例会の議事録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

【教育長】

それでは次に、教育委員会に関する報告をいたします。

【教育長】

(別添資料により報告)

【教育長】

私から報告は以上であります。その他、教育委員さんから報告することがございましたら、お願いいたします。

【八角委員】

質問ですが、9番の市長協議というのは、具体的にどういうことですか。

【教育長】

東部中学校再編について、先日、教育委員会会議で方向性が出ました。これについての市長協議であります。

【八角委員】

市長協議への出席者は誰になりますか。

【教育長】

市長、副市長、財政課長、それから、私を含めて教育委員会学校教育課です。内容については、先日の教育委員会の内容をもって、市長に教育委員会としてはこのような方向性ですがいかがでしょうかということでの協議です

【八角委員】

議論の過程もお話しされるということでしょうか。

【教育長】

そうです。すべて入ります。

【教育長】

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、栢崎委員、伊藤委員を指名します。

【教育長】

続きまして、日程第2及び日程第3を議題といたしますが、委員の皆さんにお諮りいたします。

議案第18号並びに議案19号につきましては、教科書採択の案件で、公表前のため審議は非公開にし、公表が9月1日となっているため、議事録の公開は9月1日以降にいたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めます。

よって議案第18号並びに議案19号は非公開とし、議事録への記載はしないこととします。

この際、暫時休憩いたします。関係職員以外は退席をお願いします。

《 職 員 退 室 》

【教育長】

休憩前に引続き、会議を開きます。

日程第2 議案第18号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第18号「令和4年度使用義務教育諸学校の教科用図書の採択について」提案理由を説明いたします。本議案は、令和4年度に本市の小・中学校及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書を採択するものであります。教科用図書いわゆる教科書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第14条、施行令第15条から4年間は同一のものを採択することになっております。小学校は令和2年度から4年間、中学校は令和3年度から4年間同一の教科書を採択しなければならないこととなります。また、特別支援学級用の教科用図書につきましては、毎年採択することになっております。その採択にあたりましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、第12条、第13条により、県が設定する採択地区で協議会を設けて同一のものを採択することとなっております。銚子市、旭市、匝瑳市の3市が同一地区で6月2日と7月9日の2回にわたり海匝採択地区協議会が開催され小・中学校用教科用図書及び特別支援学級用の教科用図書の選定が行われました。資料の1ページ及び2ページをご覧ください。1ページは小学校用教科用図書、2ページは中学校用教科用図書ですが、これらは昨年度教育委員会において採択され、現在、本市で使用しているものです。先程申しましたとおり4年間は同一のものを採択しなければならないことになっておりますので今年度もこれらの教科書を採択していただくこととなります。次に3ページにあります文部科学省著作の特別支援学校用教科書、知的障害児童生徒用についてですが、これを小・中学校の特別支援学級用図書として毎年採択しております。本市の特別支援学級では各学校とも通常の教科書を無償給付し、この文部科学省著作の教科用図書につきましては実態としては給付されておられません。ただし、今後の可能性を踏まえて今年度も採択していただくこととなります。また、特別支援学級では、その実態から一般の図書を教科書に代わって無償給与することができます。資料の4ページから7ページをご覧ください。小・中学校の教科用図書や文部科学省著作の教科用図書でも児童生徒の実態に合わない場合は、それらに代わって絵本等の一般図書を無償で給付することができるというものでございます。この一般の図書は使用する児童生徒の実態が替わることから毎年選定をして採択するということになっております。4ページから7ページの一覧にある図書は千葉県により選定されたものでございます。この中から地域の実態にあわせて選定することとなりますが表の右の欄に○印がついておりますものが海匝採択地区協議会で選定された図書であります。これまで本市では、この一般の図書を教科用図書として無償給付した実績はございませんが、こちららも今後の可能性を鑑みて採択していただく必要がございます。以上で議案第18号の説明を終わりますが、採択結果につきましては、教

科用図書の採択期間が法令で8月31日までと決められておりますことから8月末までは非公開とさせていただきます。資料につきましても審議終了後回収させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【安藤委員】

採択結果についての意見は無いですが、基本的なことで、特別支援用の教科書というのは、特別に絵本などを給付することができるという話でしたが、何冊選ぶかといった、予算的な枠はあるのですか。

【学校教育課長】

基本的に、給付されるのは1冊ということになっておりますので、いくつでもというかたちでは無いかと思えます。

【教育長】

他はいかがでしょうか。

質疑がないようですので、これより採決をいたします。議案第18号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、日程第3 議案第19号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第19号「令和4年度使用銚子市立高等学校用教科用図書の採択について」提案理由を説明します。本議案は、銚子市立銚子高等学校で使用される教科用図書、いわゆる教科書を採択しようとするものです。高等学校の教科書は、銚子市立高等学校管理規則第16条の規定により、毎年、学習指導要領に基づいて編集され、文部科学省の検定を経た教科書の中から、生徒の実態や能力に適合し、かつ、学校の教育目標の実現に資するものを校長が選定し、それを受けて、教育委員会が採択するものです。別紙の「令和4年度使用高等学校教科書選定理由書」をご覧ください。これは、校長により選定された教科書の一覧を示したものです。令和4年度から新学習指導要領を年次進行で実施していくこととなります。そのため、令和4年度の1年次は新課程、2年次以上は旧課程で学習します。資料1は1年次の教科書、資料2は2年次以上の教科書、資料3は2年次以上の理数科の教科書となります。今回、市立高校において選定された教科書は、普通教育に関する教科では、資料1の新課程で「国語」が2点、

「地理歴史」が3点、「数学」が2点、「理科」が2点、「保健体育」が1点、「芸術」が3点、「外国語」が2点、「情報」が1点の計16点でございます。資料2の旧課程で「国語」が2点、「地理歴史」が4点、「公民」が2点、「数学」が3点、「理科」が5点、「芸術」が6点、「外国語」が3点、「家庭」が1点、「情報」が1点の計27点でございます。資料3の専門教育に関する教科では、「数学」が3点、「理科」が2点、「理数」が2点、「家庭」が1点の計8点になります。以上で、議案第19号の説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。なお、資料につきましては、のちほど回収させていただきますので、併せてお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第19号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり承認することと決しました。

この際、暫時休憩いたします。

《 職 員 再 入 室 》

【教育長】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの議事の結果を申し上げます。

採決を行いまして、議案第18号並びに議案第19号は、原案のとおり決しました。

【教育長】 閉会宣言 午後3時20分

以上をもちまして、令和3年7月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和3年8月24日

署名委員 裕 崎 継 男

署名委員 伊 藤 晴 美